

[事案 30-197] 新契約無効請求

・平成 31 年 3 月 18 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 30-196] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

募集人の説明不足により、高額な契約初期費用が発生しないと誤解していたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 5 月に証券会社を募集代理店として契約した豪ドル建利率変動型一時払終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人の説明不足のため、高額な契約初期費用が発生しないものと誤解していた。
- (2) 自身が高齢（80 歳代）であるにもかかわらず、家族同席の適切なアドバイスもなく、募集人からは早期の契約を促された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約初期費用について、設計書を使用し、具体的な数字を示して説明している。
- (2) 申立人は、理解力や判断能力等に問題があるわけではなく、本契約の商品内容やリスク等についても、十分に理解・検討した上で判断している。また、募集においては複数回の面談を実施し、十分な検討期間を設けていた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時、申立人が契約初期費用について誤解したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。